

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
 - ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
 - ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。
- ※ 請求書の記載事項や添付書類については次のページをご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<和歌山県旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

電話番号 073-441-2642 FAX 073-428-2325 メールアドレス e0412001@pref.wakayama.lg.jp

受付時間 9:00~17:45（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階

※このほか、次のページに記載の各保健所等でも受付・相談を行っています。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

受付時間 9:30~18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



和歌山県

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、一時金支給に関する相談窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

一時金支給に関する相談窓口及び一時金支給請求書提出先				
保健所名等	住所	電話番号(直通)	FAX 番号	管轄市町村
和歌山県 健康推進課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2642	073-428-2325	和歌山市
海南保健所 保健福祉課	海南市大野中 939	073-483-8824	073-482-3786	海南市、紀美野町
岩出保健所 保健福祉課	岩出市高塚 209	0736-61-0049	0736-62-8720	紀の川市、岩出市
橋本保健所 保健福祉課	橋本市高野口町名古屋 927	0736-42-5440	0736-42-0886	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
湯浅保健所 保健福祉課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1294	0737-64-1290	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
御坊保健所 保健福祉課	御坊市湯川町財部 859-2	0738-24-0996	0738-23-3004	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
田辺保健所 保健福祉課	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7952	0739-26-7916	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
新宮保健所 保健福祉課	新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8	0735-21-9629	0735-21-9639	新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村
新宮保健所 串本支所 保健環境課	東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525	0735-72-2739	串本町、古座川町

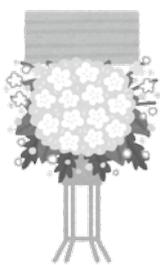
受付時間 9:00~17:45(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

「三ない運動」をご存知ですか？

政治家の寄附は禁止(贈らない)政治家の寄附を求めない!受け取らない!

政治家の寄附禁止の対象例

落成式・開店祝などの花輪・供花・病氣見舞いなど



お歳暮・お年賀など



結婚祝い(※)、香典(※)、卒業祝、入学祝など



お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ



※政治家本人が、結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)とは、きれいな政治、お金のかわらない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す運動のことです。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

みなさま、一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



政治家の寄附は禁止!
有権者が政治家に
寄附を求めることも禁止!

広報誌「総務省」(12月号)より